

ぐんま食の安全情報

食の安全に関するさまざまな情報をみなさんにお届けします

Vol.209

令和7年1月発行

群馬県 食品・生活衛生課

～ 輸入食品が海外から国内に流通するまで ～

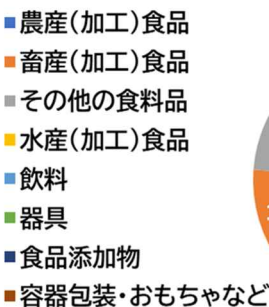
日本の食料自給率は、令和5年度で38%（カロリーベース）です。これは裏を返すと、食料の約60%を輸入品に頼っているということになります。日々の食生活に身近な輸入食品の安全性について、考えたことはありますか？気にしながら買い物をしている方もいるのではないのでしょうか。今回は輸入食品が、どのような過程を経て海外から国内に流通するのかをご紹介します！

輸入食品の現状～令和5年度の結果をもとに～

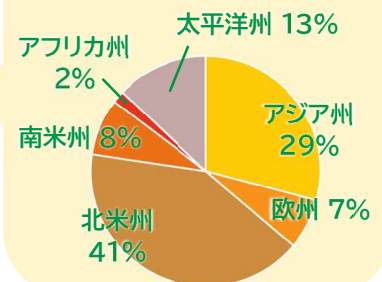
昨年度の国への輸入届出件数は約235万件、輸入届出重量は約2,987万トンでした。品目別の内訳では、1位が農産食品で約64%、次いで畜産食品が約12%となりました。

また地域別でみると、アメリカ・カナダをはじめとする北米州が最多で、次に中国・フィリピンをはじめとするアジア州が続きました。

令和5年度 食品等の輸入の状況（品目別）



地域別の構成（重量ベース）は以下のとおり！



輸入食品が国内に流通するまで

輸入食品の安全性を確保するため、輸出国・輸入時・国内の各段階で実施している対策をご紹介します。

輸出国対策

輸出国での衛生管理対策

- 日本の規制に合った生産・製造・加工などの管理
- 輸出するための証明書の発給、輸出前検査の実施

輸出国政府

- 二国間協議
- 現地調査
- 技術協力 など

厚生労働省

輸入者

事前相談・指導

輸入時対策

検疫所への届出

- 販売または営業上使用することを目的として輸入する食品等は、輸入の都度、検疫所へ届け出が必要

①全ての届出を対象に、届出内容を確認

- ・全ての届出について、食品衛生法に適合するかを審査

②必要に応じた、検査での確認

- ・①を実施後、違反の可能性に応じて検査の実施を指導（検査命令・指導検査等）

合格

不合格

廃棄・積戻しまたは食用外への用途変更

「輸入食品監視指導計画」に基づくモニタリング検査の実施

検疫所

国内対策

都道府県等監視指導計画に基づく検査・指導

- 店舗などから輸入食品を抜き取り、病原微生物や残留農薬、食品添加物などの検査や指導を実施

都道府県等

不合格

廃棄・積戻し、回収、食用外への用途変更

違反発見時の通報

消費者

海外における食品安全情報の収集

違反情報

輸入食品の検査 ～その実態とは！？～



輸入食品の安全性確保に関する
詳しい情報を県HPに掲載中！→



令和5年度は約235万件の食品を輸入し、国ではそのうち約20万件について検査を実施しましたよ。

えっ!? 約235万件も輸入があったのに、その1割程度しか検査していないんですか?
それで安全性は確保されるのでしょうか?



国では、食品ごとのリスクに応じて計画的に検査を行うことにより、効率的・効果的に
輸入食品の安全性確保を図っています。さらに、検疫所を通過して県内に流通した輸入食品
は、県の計画による検査を実施するなど、国と県で連携して安全性の確保に努めているんです。



でも実際、検査ではどのくらいの数の違反が出るのですか?
その数が多いのであれば、やっぱり心配になっちゃいます...



この表を見てもらうと分かりますよ。
令和5年度の輸入届出件数の多い国と、全体
合計などをまとめてみました。
違反の割合は、**届出全体でも約0.38%に
とどまります。**もちろん、違反のあった輸入食
品は流通しないよう対策が講じられるので、
過度に心配する必要はありません!

	届出件数	検査件数 (A)	違反件数 (B)	違反割合 (B/A)
中国	905,785	85,435	206	0.24%
フランス	188,383	10,050	11	0.11%
アメリカ	165,858	13,776	100	0.73%
輸入食品全体	2,350,033	199,272	763	0.38%

<参考> 令和5年度輸入食品監視統計・知りたい輸入食品(厚生労働省)

WELCOME!

参加者募集!

毎日の食事づくりに役立つこと
間違いなし♪

令和6年度 群馬県食品安全セミナー

「おいしくて安全な加熱調理のポイント」

ご家族、
ご友人と、
ぜひどうぞ!

● 日 時 令和7年2月3日(月) 午後2時～3時30分 (受付は午後1時30分から)

● 会 場 群馬県庁2階 ビジターセンター(前橋市大手町1-1-1)

● 内 容 食中毒を防ぎながらおいしく加熱調理するためのポイントを、
具体的な調理例とともに学びます!

● 定 員 70名(先着順) ● 参加費 無料

● 申込期間 12月20日(金)～1月29日(水)

● 申込方法 ぐんま電子申請受付システム または 電話
※複数名での申込みも可能です。その場合は
代表者がお申し込みください。

● 申込・問合せ先 群馬県食品・生活衛生課 食品安全推進室 TEL: 027-226-2431

申込窓口
はコチラ



【ぐんま電子申請受付システム】



講師: 内閣府食品安全委員会
杉山 久仁子 委員

調理科学や食教育に精通、
横浜国立大学教育学部教授、
農学博士

【ご案内】

県HP
公式SNS

★群馬県HPでバックナン
バーをダウンロードでき
ます。ご活用ください。



【バックナンバー】

★県公式LINEアカウント「群馬県デジ
タル窓口」内で、情報配信中!
友だち追加・受信設定をお願いします!



【友だち追加】



【受信設定】

★公式Xと公式Facebookで
情報配信中!
フォローをお願いします!



【X】



【Facebook】

ご意見・ご感想
お問い合わせは
こちらへ

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL: 027-226-2424 FAX: 027-243-3426
群馬県健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室 電子メール: shokuseika@pref.gunma.lg.jp